

松本市告示第705号

松本市史平成・令和版編集委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年12月18日

松本市長 臥雲 義尚

松本市史平成・令和版編集委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成10年3月に刊行を終了した松本市史の追記版として、松本市史平成・令和版の刊行をするため、松本市史平成・令和版編集委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 松本市史平成・令和版の執筆に関すること。
- (2) 松本市の変遷に関する調査・研究に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。